契約入所　重要事項説明書

（もとす広域連合老人福祉施設大和園養護老人ホーム）

　当施設が契約利用者へ各種支援・サービスを提供するに際し、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 設置主体 | もとす広域連合 |
| 所在地 | 〒501-0466岐阜県本巣市下真桑1000番地 |
| 電話番号 | 058-320-2266 |
| 代表者名 | もとす広域連合長　　藤原　勉 |
| 設立年月日 | 平成13年4月 |

２．利用施設

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 契約入所 |
| 事業の目的 | 契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。 |
| 施設の名称 | 老人福祉施設大和園養護老人ホーム |
| 施設の所在地 | 〒501-1205岐阜県本巣市曽井中島1156番地4 |
| 電話番号ＦＡＸ番号 | （電話）　0581-34-2555（ＦＡＸ）0581-34-3249 |
| 施設長（管理者）氏名 | 國井　弘光 |
| 開設年月日 | 昭和29年6月 |
| 利用定員 | 60名（うち、契約入所の定員は20％までの12名までとする） |

３．施設の概要

（１）敷地及び建物

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地 | 12,426.54㎡ |
| 建物 | 構造 | 　鉄筋コンクリート造　　２階建 |
| 延床面積 | 3，191.14㎡ |

（２）主な設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 室　数 | 面　積 | 備　考 |
| 居室 | 65室 | 7.43㎡ | 専用 |
| 食堂 | 1室 | \*\*\*.\*\*㎡ | 共用 |
| 浴室 | 2室 | \*\*.\*\*㎡ | 共用 |
| 静養室 | 1室 | \*\*.\*\*㎡ | 共用 |
| トイレ | 13室 | \*\*.\*\*㎡ | 共用 |
| 医務室 | 1室 | \*\*.\*\*㎡ | 共用 |

４．職員体制（主たる職員）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 施設長 | 1人 | 1人 |  |  |  |
| 医師 | 1人 |  |  |  | 1人 |
| 生活相談員 | 1人 |  | 1人 |  |  |
| 看護職員 | 1人 | 1人 |  |  |  |
| 支援員 | 8人 | 4人 | 1人 | 3人 |  |
| 栄養士 | 1人 |  | 1人 |  |  |
| 調理員 | 10人 |  | 6人 |  | 4人 |
| 事務員 | 1人 |  | 1人 |  |  |

５．職員の勤務体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 勤務体制 | 休暇 |
| 施設長栄養士事務員 | 8時30分～17時15分（正規の勤務時間） | 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 |
| 看護職員生活相談員支援員 | 8時30分～17時15分（日勤）6時15分～15時00分（早番）7時00分～15時45分（准早番）9時00分～17時45分（准日勤）10時15分～19時00分（遅番）13時15分～22時00分（遅遅番）16時00分～翌９時00分（2日夜勤）22時00分～翌6時45分（1日夜勤） | 月10日程度（曜日指定なし） |
| 調理員 | 8時30分～17時15分（日勤）5時00分～13時45分（早番）10時15分～19時00分（遅番） | 月10日程度（曜日指定なし） |
| 医師（嘱託医）国枝医院　国枝武美 | 週2回（月曜日、木曜日）13時30分から園内にて診察 | － |

６．サービスの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 内　容 |
| 食事の提供 | ・栄養士の立てた献立から、栄養と契約利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。・食事は契約利用者の摂取状況に合わせて調理します。・朝食は７時00分、昼食は12時00分、夕食は17時00分からとなります。 |
| 排泄の介助 | ・排泄の自立を促すため、契約利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行うとともに、状況に応じて適切な介助を行います。 |
| 入浴の提供 | ・入浴または清拭を週２回以上利用できます。・介助が必要な方は、外部サービスの入浴を利用できます。・洗濯物は、ご自身で管理される場合には共同の家庭用洗濯機と乾燥機がございます。入園者同士でお互いに譲り合ってご利用ください。ご自身で管理されない場合には、大和園で管理できますのでご相談ください。その際は洗濯ネットの準備をお願いします。 |
| 健康管理 | ・週2回医務室にて嘱託医による診療や健康相談を受けることができます。（大和園嘱託医に主治医を変更された方、嘱託医への変更には主治医紹介状が必要となります）・看護職員による健康管理に努めます。・緊急時には主治医あるいは関係医療機関に責任を持って引き継ぎます。 |
| 相談及び援助 | ・契約利用者や身元保証人等からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限りの援助を行うように努めます。 |
| 理美容 | ・毎月、外部の理美容事業者に依頼しておりますので、ご希望の方はお申し出ください（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます）。 |
| 居室におけるテレビ・冷蔵庫・その他家電製品等の利用に対する費用 | ・テレビ（32型以下）　　　　　　　　　　　 　50円/1日・冷蔵庫（100L以下）　　　　　　　　 　　 50円/1日・加湿器、こたつ、扇風機、電気毛布、携帯等　　50円/1日　　　 |
| 預かり金管理料 | 契約利用者様の所有物及び現金は、原則として契約利用者様またはその身元保証人様が管理することとなりますが、管理することが困難な場合には、当園が契約利用者様の現金、通帳を預かり管理することができます。詳細はもとす広域連合老人福祉施設大和園入園者預かり金等管理規定と下記のとおりです。〇管理する金銭形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金〇お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関に届け出た印鑑、その他の預貯金通帳、印鑑、現金、有価証券、年金証書等〇保管管理者：大和園長〇管理料：1，500円/月 |
| 利用料及び支払い方法 | ・別途「利用料金」参照。「契約利用料請求書」及び「納付書」を、契約利用者又は身元保証人へ送付しますので、金額等をご確認ください。納付書をご持参のうえ、もとす広域連合と提携している各金融機関（農協・郵便局・銀行等）にて口座振込、又は現金にてお支払いいただけます。また、大和園事務所窓口でも現金にてお支払いいただけます。大和園事務所でお支払いいただく場合には釣銭の無いようにお願いいたします。（大和園事務所取扱時間：月～金（祝日除く）8：30～17：00） |

　※　一律に支給するもの以外は、実費の負担をお願いします。

　※　テレビ・家電等の持ち込みを希望される方は、運搬、設置、修理、処分費用、機器に必要な電池等については本人または身元保証人にてお願いします。また、他者への譲渡（売買）は禁止です。

　※　居室でのテレビの視聴は、原則として午前7時～午後10時となります。共同生活の場となりますので、音量には配慮をお願いします。

７．苦情等の受付・申立先

（１）苦情の受付

　当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情受付窓口（担当者） | 生活相談員　吉田尚美 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く）　8時30分～17時15分 |
| 電話・FAX | 電話：0581-34-2555　　／　FAX：0581-34-3249 |
| 苦情処理の体制及び手順 | 1. 苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
2. 相談担当者は、把握した状況を管理者及び苦情要望検討委員会とともに検討し、対応を決定します。
3. 必要に応じて連絡調整を行い、利用者へは結果報告を行います。
 |

（２）行政機関その他苦情受付機関

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 所在地 | 電　話 | FAX | 受付時間 |
| もとす広域連合介護保険課 | 本巣市下真桑1000番地 | 058-320-2220 | 058-320-2265 | 月曜日～金曜日(年末年始、祝日除く)8時30分～17時15分 |
| 岐阜県国民健康保険団体連合会介護障害課 | 岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉・農業会館4階 | 058-275-9826 | 058-275-7635 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く）9時00分～17時00分 |
| 岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内） | 岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉・農業会館6階 | 058-278-5136 | 058-278-5137 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く）8時30分～17時00分 |

８．緊急時の対応

（１）　契約利用者の容体が急変した場合、速やかに主治医または協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。

（２）　契約利用者への施設サービスの提供により事故が発生した場合、身元保証人等や関係市町へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．協力医療機関

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 所在地 | 電　話 | 診療科 |
| 平野総合病院 | 岐阜市黒野176-5 | 058-239-2324 | 内科、外科、眼科、循環器科、呼吸器科、消化器科、脳神経科、皮膚科 |
| 国枝医院 | 本巣市文殊883-1 | 0581-34-2262 | 内科 |

１０．災害時発生の対応

|  |  |
| --- | --- |
| 災害発生時の対応 | 別途定める「大和園消防計画」に基づき対応します。 |
| 防火管理者 | 経営管理係園長補佐 |
| 平常時の訓練等 | 別途定める「大和園消防計画」に基づき、年２回の避難訓練を行います。 |
| 備品等 | カーテン、寝具類は防炎または難燃製品を使用その他法令に定めるもの |
| 防災設備 | 設備名称 | 個数等 | 設備名称 | 個数等 |
| スプリンクラー | 全館 | 防火扉・シャッター | 2 |
| 避難階段 | 南棟西、北棟西 | 屋内消火栓 | 5 |
| 自動火災報知機 | 有 | 非常通報装置 | 有 |
| 誘導灯 | 30 | 漏電火災報知器 | 有 |
| ガス漏れ報知機 | 有 | 非常用電源 | 有 |

１１．施設ご利用の際に留意いただく事項

|  |  |
| --- | --- |
| 持ち物 | ・衣類、履き物、寝具（防炎、難燃）、日常生活必需品、健康診断書、主治医紹介状（嘱託医の診療を希望される方）、内服薬・湿布等・その他ご自身で必要と思われるものや施設が許可したもの |
| 来訪・面会 | ・来訪者は面会時間を厳守し、必ず面会簿にご記入ください。・面会は9時00分～19時00分の時間内でお願いします。（緊急時除く） |
| 外出・外泊 | ・外出、外泊される場合は、事前に行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。（外出の際には外出者カードをお渡しします） |
| 病院受診 | ・嘱託医の指示で指定の医療機関を受診する際は、身元保証人にてお願いします。やむを得ない事情がある場合には、相談により職員による付き添いや送迎は可能です。ただし、個人的に受診される場合は、職員の付き添いはできません。 |
| 居室・設備等の利用 | ・施設内の居室や設備等は、利用方法にしたがってご使用ください。これに反した利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| 喫煙・飲酒 | ・喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。・飲酒は、契約入所者の心身の状況に応じて判断させていただきます。飲酒される場合は、各居室にてお願いします。 |
| 迷惑行為等 | ・他者への暴力行為（暴言、暴行等）は厳禁となります。違反した場合には退園についての話し合いを行うこととなります。・むやみに他の居室等へ立ち入らないようにしてください。・他者間での金品のやりとり、代行、依頼は一切禁止です。・法令違反、他者への過度のハラスメント行為、騒音、その他重大な秩序破壊行為は一切禁止させていただきます。改善が認められない場合には退所していただく場合もございます。 |
| 宗教活動・政治活動 | ・施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動は一切禁止です。 |
| 動物飼育 | ・施設内への動物の持ち込みおよび飼育は一切禁止です。 |
| 所持品の管理 | ・貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。紛失・破損等については一切の責任を負いかねます。・所持品の管理が必要な方は、ご相談ください。・日用品等の購入は預かり金管理を行っている方のみ代行購入は可能です。それ以外の方は各自で購入となります。発注等は可能ですのでご相談ください。 |
| その他 | ・契約入所をする際には養護老人ホーム契約入所申込書を提出するものとします。・契約入所の申し込みがあった時は対象条件に適合することの可否について判定します。適合の場合には書面により契約を締結します。・契約入所となった場合には、入所者利用台帳を作成します。・介護保険利用者は必要な介護保険サービスを利用していただくことになります。必要な手続き等についてはご相談ください。・ここに記載される以外のことについても、多くの方が共同生活される施設ですので、常識的なマナー、エチケットを心掛けていただきます。・感染症流行時には別途定めるBCP（大和園事業継続計画）に従い、必要な措置を講じます。予防接種、検査、処置、隔離等、ご協力をお願いいたします。 |

１２．契約入所料金表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 利用料（1日あたり） | 食費（1食あたり） | 1日あたりの利用料 | 30日あたりの利用料 |
| 朝食 | 昼食 | 夕食 | 計 |
| 一般 | 2，000 | 315 | 630 | 500 | 1，445 | 3，445 | 103，350 |
| 要支援１ |
| 要支援２ |
| 要介護１ | 3，000 | 4，445 | 133，350 |
| 要介護２ |
| 要介護３ | 3，500 | 4，495 | 148，350 |
| 要介護４ |
| 要介護５ |

※1日あたりの利用料には家賃相当分1，000円が含まれています。

　契約入所にかかるサービス提供の開始に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　事業者　　　　　　　　　　　　住所　　　　　岐阜県本巣市下真桑1000番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　　　もとす広域連合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　老人福祉施設大和園養護老人ホーム

　　　　　　　　　　　　　　　　　広域連合長　　藤原　勉

　　説明者職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、契約入所にかかるサービス利用の開始に際し、本書面を受領し、重要事項の内容について説明を受け同意しました。

　　契約利用者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　身元保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

（備考）

　　この重要事項説明書に基づき、契約を締結する場合には契約利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、契約利用者及び事業者の双方が（署名）記名押印を行います。

　　サービス提供を行うに際しては、利用者本人の意思に基づくものでなければならにことはいうまでもありません。

　　したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス利用契約を締結することは、契約利用者本人が行うことが原則です。

　　しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、手指の障害等の理由で単に文字が書けないなどといった場合は、本人の意思を確認したうえで署名代行者に署名代行することで差し支えないものと考えます。